

環 政 第 757 号
令和7年11月18日

株式会社 倉敷
代表取締役 南 秀樹 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る事後調査報告書（供用後
4回目）について

令和7年8月27日付けで沖縄県環境影響評価条例第37条第1項の規定に基づき送付されたみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講じるよう求めます。

産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る事後調査報告書（供用後4回目）
に対する環境保全措置要求

1 総論

(1) 事後調査報告書の作成及び送付について

本事後調査報告書の調査期間は令和5年7月から令和6年4月までとなっているが、本報告書が知事に送付されたのは令和7年8月であり、調査終了後から知事への送付まで1年以上経過し、適切な時期に審査を実施することができない状況となっている。

事業者は、知事から環境の保全について必要な措置を講ずるよう求められた場合は、適正な配慮を行う必要があるが、このような状況では、事後調査や環境の保全のための措置が適切に実施されないことになることから、事後調査手続の重要性を十分に認識し、報告書は調査終了後速やかに作成し、知事に送付すること。

(2) 新たな環境保全措置の検討及び実施について

事後調査の結果、事業の影響により環境影響評価書に記載されている環境保全に関する基準又は目標を超過した項目については、環境への影響を回避又は低減させるため、速やかに新たな環境保全措置の検討を行い、必要となった新たな環境保全措置を講じること。また、環境保全措置の検討内容等については、事後調査結果とあわせて同年度の事後調査報告書に具体的に記載すること。

(3) 緑化計画並びに陸域動物及び生態系に係る環境保全措置について

本事後調査報告書では、事業実施区域内の改変区域西側緩衝帯の植樹について、「植樹の選定は、緑化場所の環境を鑑み、風に強く生物が利用可能な種について造園業者に相談してフクギ、シャリンバイ、クロキを選定した」、「現状で植樹可能な種を選定したが、補正評価書に記載した環境保全措置と変更が生じたため、今後は評価書の環境保全措置に記載した種を優先的に選定し植樹を進めていく」としており、環境影響評価書に記載された緑化計画における植樹種と異なるものとなっている。

また、造成法面への植樹について、同緑化計画では、「法面については、動植物の生息・生育環境や景観に対し西側緩衝帯と一体的な状態となるよう低木を配置する。」と記載されているが、令和7年9月29日に実施した沖縄県環境影響評価審査会の現地確認時には、法面において低木の配置は確認されていない。

以上のことから、環境影響評価書に記載された緑化計画並びに陸域動物及び生態系に係る環境保全措置の内容について一部変更されているものと考えられるが、これらの変更の内容及び理由が本事後調査報告書では明らかにされておらず、環境保全措置の効果の不確実性の程度がより大きいと考えられる。

については、次回の事後調査報告書においては、緑化計画並びに陸域動物及び生態系に係る環境保全措置について、変更の内容及び理由を記載するとともに、これらの変更前後の内容を対比することにより変更部分を明らかにすること。また、陸域動物及び生態系に係る環境保全措置の変更に係る検討結果について具体的に記載すること。

(4) 雨水貯留槽の設置等による環境保全措置について

水の汚れ、地下水の水質及び底質については、「今回の事後調査期間で最も多い連続した降雨量は98.5mm（令和6年2月28日～3月8日）で、その時の対象事業実施区域の総降雨量は1,927m³であり、雨水貯留槽の総量4,770m³を超えなかった」とし、十分な環境保全措置がなされたことにより、地表に蓄積した煙突排ガスからの大気汚染物質を含む雨水が事業実施区域外に流出することはなかったことから、影響は小さいと評価している。

しかしながら、本事後調査対象期間が令和5年7月から令和6年4月までとなっており、連続降雨量の算出について沖縄県における梅雨時期が含まれておらず、事業実施区域における年間を通しての降雨量を適切に捉えた調査の方法となっていない。

また、令和4年11月18日付け環境保全措置要求において、「降雨量による雨水貯留槽の容量を超えなかったことにより、事業の影響が低減されたとする評価に当たっては、雨水貯留槽の水位データを事後調査報告書に記載するなど客観的に示したうえで、評価すること」の旨を求めたにもかかわらず、事後調査報告書では、「今後は、その状況が分かる写真等のデータを記録し、記載するよう努める」との記載にとどまり、客観的な根拠を踏まえた評価がなされていない。

については、次回の事後調査では、年間を通しての降雨量を踏まえた雨水貯留槽の水位データを事後調査報告書に記載するなど客観的に示したうえで評価を行い、必要に応じ追加の環境保全措置を講じること。

2 各論

(1) 大気質について

排ガス中の塩化水素の濃度について、令和5年12月の調査結果では環境影響評価書で定めた自主規制値を超過している。事業者は、自主規制値の超過により設備の点検、修理を行い、令和6年2月の調査で自主規制値を満足したことをもって、「補正評価書に記載されている排ガスの規制基準との間に整合は図られているもの」と評価しているが、排ガス調査の都度、自主規制値を満足する必要があることから、排ガスの規制基準との間に整合は図られているものとした事業者の評価は適切であるとはいえない。

また、自主規制値を超過した要因については事後調査報告書に示されているものの、自主規制値を超過した際の事業者の具体的な対応が示されていないため、適切な改善措置が講じられ、周辺環境への影響を可能な限り回避又は低減させたものとなっているか明らかではない。

については、排ガス中の塩化水素の濃度が自主規制値を超過することのないよう施設の維持管理を徹底するとともに、自主規制値の超過が確認された場合は、速やかな改善措置を講じ、その措置の内容について事後調査報告書に具体的に記載すること。

(2) 騒音について

令和6年1月16日付けの環境保全措置要求において、「騒音超過の原因となる発生源

に対し追加の防音対策を実施するとした環境保全措置を適切に講じるとともに、その措置の内容について次回の事後調査報告書に記載すること」の旨述べたことに対応し、「最も騒音値の大きかった誘引ファンのモーター軸の位置調整及びベアリングの交換並びに通風設備周辺に防音シートを設置する」という追加の防音対策を講じたうえで、事業実施区域敷地境界周辺において調査した結果、環境影響評価書に記載された予測結果及び環境保全に係る基準又は目標を超過する結果となったとしている。

このことから、事業者は、「事後調査を継続して行い、施設全体で新たな環境の保全のための措置の検討が必要と考えられることから、騒音が大きくなった原因を探求し、施設の稼働による周辺環境への騒音の影響を低減させるよう対策を実施する必要がある。」としている。

については、環境保全に係る基準又は目標を超過した原因を早急に究明し、その原因に応じた環境保全措置を適切に講じるとともに、その措置内容について次回の事後調査報告書に具体的に記載すること。

(3) 低周波音について

1/3 オクターブバンド音圧レベルの調査結果は、環境影響評価書に記載されている調査結果及び環境保全に関する基準又は目標を上回る結果となったとしているが、今回の調査において、調査当日の風速が調査開始から徐々に強くなり、4m/s を超える状況であったため、調査結果への風の影響が大きいと考えるとしている。

低周波音の測定は風速、風向等の気象条件の影響を大きく受けることから、適切な測定環境でなかった可能性が考えられ、事業による影響を適切に評価できていない。

また、今回の調査結果は、環境影響評価書に記載された調査結果及び環境保全に係る基準又は目標を超過していることから事後調査を継続するとしているが、事後調査報告書では環境保全措置に係る検討内容について示されていない。

については、次回の事後調査では、測定時における気象条件を考慮したうえで適切な測定環境のもと調査を実施し、その調査結果を基に環境保全措置の検討を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。また、その措置の検討結果及び措置内容について事後調査報告書に具体的に記載すること。

(4) 水の汚れ及び底質について

調査地点 No. 1 与那原川において、降雨時の河川水のダイオキシン類濃度が環境基準値を超過しており、また、底質中の複数の調査項目について環境影響評価書に記載されている平常時の調査結果と比較して濃度の高い傾向が見られたとしている。その要因について、事業者は、大容量の雨水貯留槽の設置により事業実施区域からの雨水の流出はなく、降雨時の河川水や底質のダイオキシン類の組成パターンは排ガスや雨水貯留槽水のダイオキシン類の組成パターンとは異なることから、事業実施区域からの影響である可能性は低いとし、事業実施区域外から濁水が与那原川に流れ込み、下流の土砂崩れでせき止められ滞留した状態の河川に濁質が堆積した影響が大きいと考えられるとしているが、事業実施区域外から濁水が与那原川へ流れ込んだとする状況について示されていない。

い。

については、降雨時の河川水のダイオキシン類濃度が環境基準値を超過する要因等について、事業実施区域外からの雨水等の河川への流入による影響と考察するに当たっては、雨水等の流入地点や流入状況などについて事後調査報告書に具体的に記載すること。